

体育準備室使用内規

制 定 昭和42年11月1日

最近改正 平成16年4月1日

1 目的

体育準備室は、学生会クラブの円滑な活動を助長するために設けられた施設であることを自覚し、その使用については、本内規を厳守するものとする。

2 使用期間

毎年度初めから年度末までとする。

3 準備室の配置

クラブが使用する準備室の配置については、年度当初に各指導教員の意見を聴いて、学生主事が定める。

4 使用時間

一 平日 16時から18時まで

二 休日 8時30分から17時まで

ただし、休業日、合宿期間中、練習試合時等により使用時間を延長する必要があるときは、あらかじめ部長を経て学生主事の許可を得なければならない。

5 使用管理

一 部長は当該クラブの準備室の管理運営を掌理する。

二 各室の責任者は、クラブ長とし、鍵は、クラブ長に1個を預ける。

三 各室は、第1項に明示する目的以外には使用してはならない。特にクラブ員又は学生間の会合、会議等の場所として、使用してはならない。

四 室内の改造、意匠替え等は、禁止する。

五 室内外を破損したときは、当該クラブの弁償とする。

六 火気及び電熱器類の使用を禁止する。

七 室内は、常に整理及び清潔を保つよう努める。

八 その他使用について必要な事項は、部長を経て学生主事に申し出なければならない。

6 使用手続

一 使用申請は、毎年度初め和歌山工業高等専門学校学生準則（以下「学生準則」という。）様式第15号の施設・設備使用許可願を提出して許可を受けるものとする。

二 使用有効期間は、1か年であるので、年度末に改めて上記施設・設備使用許可願を届け出なければならない。

7 使用取消し

本内規及び学生準則等諸規則の規定を逸脱し、クラブ又は学生としての本分にもとり、体育準備室の使用を不適当と認めるときは、当該クラブに対し、その使用を停止し、又は取り消すものとする。

附 則

この内規は、昭和42年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年11月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。